

令和4年第3回定例教育委員会会議

開催日時 令和4年3月18日（金）

午後1時45分

場 所 中央図書館2階 集会室

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第11号 教育委員会職員の人事について
- 議案第12号 富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第13号 押印を求める手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第14号 富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第15号 富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第16号 富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第17号 富士見市教育委員会調整会議規程を廃止する訓令の制定について

日程第二 報告事項

- (1) 令和4年3月定例市議会の報告について
- (2) GIGA スクール構想に係る富士見市教育ビジョン（改訂）について
- (3) 富士見市特別支援教育推進計画について
- (4) 成人式の名称変更について
- (5) 教育財産の用途廃止について
- (6) 富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱の改正について
- (7) 富士見市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について
- (8) 富士見市学校給食費公会計化システム導入業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について

議案第12号

富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和4年3月18日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例及び富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会条例の制定並びに富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱の改正に伴い、富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）新旧対照表

新	旧																												
<p>第3条 前条に定める課及び室（以下「課等」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事に関すること。</p> <p>(3) 教育行政の重要施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(4) 規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(5) 秘書及び渉外に関すること。</p> <p>(6) 公印に関すること。</p> <p>(7) <u>高等学校等教育資金利子補給金</u>に関すること。</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>(附属機関)</p> <p>第10条 法令又は条例の規定により教育委員会の附属機関として設置されているものの庶務担当課等は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第3条 前条に定める課及び室（以下「課等」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事に関すること。</p> <p>(3) 教育行政の重要施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(4) 規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(5) 秘書及び渉外に関すること。</p> <p>(6) 公印に関すること。</p> <p>(7) <u>高等学校等入学準備金</u>に関すること。</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>(附属機関)</p> <p>第10条 法令又は条例の規定により教育委員会の附属機関として設置されているものの庶務担当課等は、次の表のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>庶務担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士見市教育振興基本計画審議会</td> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>富士見市社会教育委員会議</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市図書館協議会</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市文化財審議会</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市青少年問題協議会</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市立小・中学校学区審議会</td> <td>学校教育課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	庶務担当課	富士見市教育振興基本計画審議会	教育政策課	富士見市社会教育委員会議	生涯学習課	富士見市図書館協議会	生涯学習課	富士見市文化財審議会	生涯学習課	富士見市青少年問題協議会	生涯学習課	富士見市立小・中学校学区審議会	学校教育課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>庶務担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士見市教育振興基本計画審議会</td> <td>教育政策課</td> </tr> <tr> <td>富士見市社会教育委員会議</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市図書館協議会</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市文化財審議会</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市青少年問題協議会</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>富士見市立小・中学校学区審議会</td> <td>学校教育課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	庶務担当課	富士見市教育振興基本計画審議会	教育政策課	富士見市社会教育委員会議	生涯学習課	富士見市図書館協議会	生涯学習課	富士見市文化財審議会	生涯学習課	富士見市青少年問題協議会	生涯学習課	富士見市立小・中学校学区審議会	学校教育課
名称	庶務担当課																												
富士見市教育振興基本計画審議会	教育政策課																												
富士見市社会教育委員会議	生涯学習課																												
富士見市図書館協議会	生涯学習課																												
富士見市文化財審議会	生涯学習課																												
富士見市青少年問題協議会	生涯学習課																												
富士見市立小・中学校学区審議会	学校教育課																												
名称	庶務担当課																												
富士見市教育振興基本計画審議会	教育政策課																												
富士見市社会教育委員会議	生涯学習課																												
富士見市図書館協議会	生涯学習課																												
富士見市文化財審議会	生涯学習課																												
富士見市青少年問題協議会	生涯学習課																												
富士見市立小・中学校学区審議会	学校教育課																												

富士見市就学支援委員会	学校教育課
富士見市いじめのない学校づくり委員会	学校教育課
富士見市公民館運営審議会	鶴瀬公民館
富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会	資料館
富士見市学校給食センター運営委員会	学校給食センター
富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会	学校給食センター

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

富士見市就学支援委員会	学校教育課
富士見市いじめのない学校づくり委員会	学校教育課
富士見市公民館運営審議会	鶴瀬公民館
富士見市学校給食センター運営委員会	学校給食センター

議案第13号

押印を求める手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

押印を求める手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を別紙のとおり定める。

令和4年3月18日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市押印見直し方針を踏まえ、関係規則について所要の改正を行いたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

押印を求める手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則 新旧対照表

第1条関係 富士見市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則（昭和53年教委規則第2号）

新	旧
<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p>市指定文化財管理責任者選任(解任)届</p> <p>年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p>住所 所有者 氏名 _____</p>	<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p>市指定文化財管理責任者選任(解任)届</p> <p>年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p>住所 所有者 氏名 _____ <u>印</u></p>
<p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>市指定文化財所有者等変更届</p> <p>年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p>住所 所有者等 氏名 _____</p> <p>下記のとおり変更したので届け出ます。</p>	<p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>市指定文化財所有者等変更届</p> <p>年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p>住所 所有者等 氏名 _____ <u>印</u></p> <p>下記のとおり変更したので届け出ます。</p>

様式第5号(第6条関係)

市指定文化財所有者氏名等変更届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
所有者
氏名

下記のとおり変更したので届け出ます。

様式第5号(第6条関係)

市指定文化財所有者氏名等変更届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
所有者
氏名

_____印

下記のとおり変更したので届け出ます。

様式第6号(第8条関係)

市指定無形文化財保持者氏名等変更届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
保持者
氏名

下記のとおり変更したので届け出ます。

様式第6号(第8条関係)

市指定無形文化財保持者氏名等変更届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
保持者
氏名

_____印

下記のとおり変更したので届け出ます。

様式第7号(第8条関係)

市指定無形文化財保持者故障届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
保持者
氏名

下記のとおり心身に故障が生じたので届け出ます。

様式第7号(第8条関係)

市指定無形文化財保持者故障届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
保持者
氏名

_____印

下記のとおり心身に故障が生じたので届け出ます。

様式第8号(第8条関係)

市指定無形文化財保持者死亡届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
相続人
氏名

下記のとおり保持者が死亡したので届け出ます。

様式第8号(第8条関係)

市指定無形文化財保持者死亡届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
相続人
氏名

_____印

下記のとおり保持者が死亡したので届け出ます。

様式第9号(第9条関係)

市指定文化財滅失等届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
所有者
氏名 _____

下記のとおり滅失(き損)(亡失)(盗難)したので届け出ます。

様式第9号(第9条関係)

市指定文化財滅失等届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
所有者
氏名 _____


下記のとおり滅失(き損)(亡失)(盗難)したので届け出ます。

様式第10号(第11条関係)

市指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
申請者
氏名 _____

下記のとおり現状変更(保存に影響を及ぼす行為)をしたいので申請します。

様式第10号(第11条関係)

市指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
申請者
氏名 _____


下記のとおり現状変更(保存に影響を及ぼす行為)をしたいので申請します。

様式第12号(第12条関係)

市 指 定 文 化 財 修 理 届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
所有者
氏名

下記のとおり市指定文化財の修理をしたいので届け出ます。

様式第12号(第12条関係)

市 指 定 文 化 財 修 理 届

年 月 日

富士見市教育委員会 様

住所
所有者
氏名

_____ 印

下記のとおり市指定文化財の修理をしたいので届け出ます。

第3条関係 富士見市教育委員会聴聞規則（平成6年教委規則第6号）

新	旧
<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第10条 主宰者は、聴聞調書に次に掲げる事項を記載 しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主宰者は、報告書に次に掲げる事項を記載 しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第10条 主宰者は、聴聞調書に次に掲げる事項を記載し、及び記名押印 しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主宰者は、報告書に次に掲げる事項を記載し、及び記名押印しなけれ ばならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 参 加 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>主宰者 様</p> <p style="text-align: right;">関係人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: center;">団体の場合は、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>	<p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 参 加 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>主宰者 様</p> <p style="text-align: right;">関係人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; text-align: center;">団体の場合は、主たる事務所の所 在地並びに名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>

様式第3号(第7条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

当事者(参加人) 住 所
氏 名 _____

団体の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

様式第3号(第7条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

当事者(参加人) 住 所
氏 名 _____ 印

団体の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

第4条関係 富士見市立学校出席停止命令の手續に関する規則（平成14年教委規則第2号）

新	旧
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 職 名 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">出席停止に係る意見具申書</p> </div>	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 職 名 氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">出席停止に係る意見具申書</p> </div>
<p>様式第3号(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 職 名 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">出席停止の解除に関する具申書</p> </div>	<p>様式第3号(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>富士見市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 職 名 氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">出席停止の解除に関する具申書</p> </div>

第5条関係 富士見市立学校プール管理規則（平成14年教委規則第8号）

新	旧
<p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(あて先)富士見市教育委員会 教育長</p> <p style="text-align: right;">学 校 名 校長氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">学校プール開設届</p> <p>富士見市立学校プール管理規則第8条第2項の規定により、下記のとおりプールを開設しますのでお届けします。</p>	<p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(あて先)富士見市教育委員会 教育長</p> <p style="text-align: right;">学 校 名 校長氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">学校プール開設届</p> <p>富士見市立学校プール管理規則第8条第2項の規定により、下記のとおりプールを開設しますのでお届けします。</p>
<p>様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(あて先)富士見市教育委員会 教育長</p> <p style="text-align: right;">学 校 名 校長氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">学校プール終了届</p> <p>富士見市立学校プール管理規則第8条第2項の規定により、下記のとおりプールの開設を</p>	<p>様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>(あて先)富士見市教育委員会 教育長</p> <p style="text-align: right;">学 校 名 校長氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">学校プール終了届</p> <p>富士見市立学校プール管理規則第8条第2項の規定により、下記のとおりプールの開設を</p>

様式第3号(第8条関係)

学校プール開設前点検表		校長
点検日	年 月 日()	点検者
1	緊急対応マニュアルは整備されているか。	
2	施設設備の構造や配置、緊急時の対応について周知したか。	

様式第3号(第8条関係)

学校プール開設前点検表		校長確認 印
点検日	年 月 日()	点検者
1	緊急対応マニュアルは整備されているか。	
2	施設設備の構造や配置、緊急時の対応について周知したか。	

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会
教育長

学 校 名
校長氏名

学校プール使用許可申請書

富士見市立学校プール管理規則第8条第4項の規定により、下記のとおり実施したいので

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(あて先)富士見市教育委員会
教育長

学 校 名
校長氏名

学校プール使用許可申請書

富士見市立学校プール管理規則第8条第4項の規定により、下記のとおり実施したいので

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の富士見市立富士見特別支援学校高等部管理規則、第3条の規定による改正前の富士見市教育委員会聴聞規則、第4条の規定による改正前の富士見市立学校出席停止命令の手續に関する規則、第5条の規定による改正前の富士見市立学校プール管理規則に規定する様式による用紙で、現に残存

するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議 案 第 1 4 号

富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正する訓令の制定について

富士見市公立学校施設設備貸与規程（昭和34年教委訓令第1号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年3月18日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

富士見市押印見直し方針を踏まえ、富士見市公立学校施設設備貸与規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市公立学校施設設備貸与規程（昭和34年教委訓令第1号）新旧対照表

新	旧
<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">学校施設設備貸与報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 富士見市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">学 校 名</p> <p style="text-align: right;">校長氏名</p> <p>下記のとおり貸与いたしましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 貸与した物件</p> <p>2 貸与した期間 自 年 月 日 時 至 年 月 日 時</p> <p>3 使用目的</p> <p>4 責任者 住 所 氏 名</p> <p>5 会合の名称及び内容</p> <p>6 参加人員</p> <p>7 弁償の有無等</p>	<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">学校施設設備貸与報告書</p> <p>1 貸与した物件</p> <p>2 貸与した期間 自 年 月 日 時 至 年 月 日 時</p> <p>3 使用目的</p> <p>4 責任者 住 所 氏 名</p> <p>5 会合の名称及び内容</p> <p>6 参加人員</p> <p>7 弁償の有無等</p> <p>上記のとおり貸与いたしましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長氏 名印</p> <p>富士見市教育委員会教育長 様</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議 案 第 1 5 号

富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）の一部を改正する
訓令を別紙のとおり定める。

令和4年3月18日提出

富士見市教育委員会
教育長 山 口 武 士

提 案 理 由

富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱の改正に伴い、富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）新旧対照表

新					旧				
別表第2（第4条関係） 教育長決裁事項及び個別専決事項					別表第2（第4条関係） 教育長決裁事項及び個別専決事項				
課名	事項	区分			課名	事項	区分		
		教育長	専決権者				教育長	専決権者	
			部長	課長				部長	課長
教育政策課	1～8（略） 9 <u>高等学校等教育資金に係る補助金</u> の決定 10～11（略）	○			教育政策課	1～8（略） 9 <u>高等学校等入学準備金に係る補助金</u> の決定 10～11（略）	○		

議案第16号

富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和61年教委訓令第3号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年3月18日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正に伴い、富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和61年教委訓令第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇及び病気休暇)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 条例第14条第2項第18号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、前項に規定する休暇願に要介護者の状態等申出書(様式第2号の2)を添付して提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(特別休暇及び病気休暇)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 条例第14条第2項第17号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、前項に規定する休暇願に要介護者の状態等申出書(様式第2号の2)を添付して提出しなければならない。</p>

議案第17号

富士見市教育委員会調整会議規程を廃止する訓令の制定について
富士見市教育委員会調整会議規程（平成13年教委訓令第3号）を廃止する訓令を
別紙のとおり定める。

令和4年3月18日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市教育委員会調整会議の見直しに伴い、同会議規程を廃止したいので、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律25条第2項第2号の規定により、この案を提
出します。

富士見市教育委員会調整会議規程を廃止する訓令

富士見市教育委員会調整会議規程（平成13年教委訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

○富士見市教育委員会調整会議規程

平成13年11月1日

教委訓令第3号

改正 平成19年3月28日教委訓令第3号

平成23年2月8日教委訓令第1号

令和3年3月23日教委訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育行政の適正かつ円滑な執行を図るために開催する富士見市教育委員会調整会議（以下「調整会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(主宰者)

第2条 調整会議の主宰者は、教育長とする。

2 主宰者に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ主宰者の指定する者が、その職務を代理する。

(構成)

第3条 調整会議は、教育長、教育部長、学校統括監、副部長、教育政策課長、生涯学習課長及び学校教育課長をもって構成する。

2 主宰者は、必要と認めるときは、調整会議に関係職員を出席させることができる。

(平19教委訓令3・平23教委訓令1・令3教委訓令2・一部改正)

(開催)

第4条 調整会議は、主宰者が必要に応じて開催する。

(付議事件)

第5条 調整会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 主要教育施策に関する事項
- (2) 特に重要な調整（部門間の政策調整含む。）及び報告に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が特に必要と認める事項

(付議手続)

第6条 調整会議に事案を付議しようとする者（次項において「付議者」という。）

は、教育部長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁を受けた付議者は、調整会議開催日の5日前までに、その要旨及び資料を教育政策課長に提出するものとする。ただし、事案が緊急を要するときは、この限りでない。

(平19教委訓令3・平23教委訓令1・一部改正)

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、教育政策課において処理する。

(平19教委訓令3・平23教委訓令1・一部改正)

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日教委訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月8日教委訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日教委訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年3月定例市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

- (1) 令和4年度富士見市一般会計予算
- (2) 令和3年度富士見市一般会計補正予算（第12号）
《概要》
 - ・国の補正予算を活用し、令和4年度当初予算で予定していた工事等を前倒しするもの。
 - ・開催を中止した学校吹奏楽発表会に係る補助金を減額するもの。
 - ・学校施設整備事業及び情報教育推進事業を翌年度へ繰り越すもの。
- (3) 富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例の制定について
- (4) 富士見市学校給食調理業務等受託候補者審査委員会条例の制定について
- (5) 工事請負契約の締結について
- (6) 令和4年度富士見市一般会計補正予算（第1号）
《概要》
 - ・無線LAN環境の改善及び回線の増設を図るもの

2 教育委員会に係る市政一般質問

生涯学習課

《伊勢田 幸正 議員》

1. キャッシュレスの推進について

- (1) ゆうちょ銀行の窓口やゆうちょATMの硬貨取引有料化の影響について
市の見解は

《佐野 正幸 議員》

1. 学びの環境について

- (1) 図書館とのつながりを全小学校に
- (2) 読書通帳の活用を

学校教育課

《伊勢田 幸正 議員》

1. キャッシュレスの推進について

- (1) 再び、学校での各種集金におけるキャッシュレス化について
- (2) 学校行事におけるキャッシュレス導入支援について

《佐野 正幸 議員》

1. 学びの環境について
 - (1) コロナ禍等にオンライン授業の活用を
 - (2) 学校の枠を超えて部活動に参加できるように
 - (3) 図書館とのつながりを全小学校に

《篠田 剛 議員》

1. 通学路の安全対策について
 - (1) 水谷小学校など転入増加地域の対策は
 - (2) 「KEEP38プロジェクト」の取組について

《根岸 操 議員》

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 市内の感染状況と今後の取組について

《小川 匠 議員》

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 学校、保育施設、放課後児童クラブで定期的なPCR等検査の実施を
 - (2) 学校等の休業により仕事に影響を受けている保護者への支援を

《熊谷 麗 議員》

1. 子どもたちの学びを止めないための取組について
 - (1) ICT教育の現状について
 - (2) 各学校から上がっているICT教育の課題と対策について

《勝山 祥 議員》

1. コロナ禍での教育・保育について
 - (1) 現状の課題は
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校や保育施設の閉鎖時における対応について
 - (3) 学校における休業や学級閉鎖の基準は
 - (4) 学校行事の開催基準は
 - (5) 限られた学校生活の充実を

鶴瀬公民館

《伊勢田 幸正 議員》

1. キャッシュレスの推進について
 - (1) 公民館祭りなど行事等でのキャッシュレス化について

資料館

《勝山 祥 議員》

1. 市が所有している写真や映像について

- (1) 写真や映像の保存方法は
- (2) 現在と過去の比較がしやすいように市内を定点で撮影する取組について
- (3) 市ホームページで公開し活用できるようにしては

学校給食センター

《佐野 正幸 議員》

1. 学びの環境について

- (1) 食育の推進を
 - ①学校給食のレシピを発信しては
 - ②お薦めレシピの発信を

報告事項（2）資料

G I G Aスクール構想に係る富士見市教育ビジョン（改訂）について

1 ビジョン策定の趣旨・背景

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布・施行され、市町村においては、学校教育の情報化の推進に関する施策について計画を定めることが努力義務化された。

令和元年12月には、国のG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒に1人1台の学習者用端末を整備し、教育活動を行うことが示された。

更に、令和2年度中に端末の整備を完了するよう、大幅に計画が前倒しされたことから、本ビジョンの策定が急務となった。

2 改訂の経緯

時期	主な概要
令和2年4月策定	目標、目指す児童生徒像、組織体制などを明記
令和3年1月改訂 (Ver. 2)	端末整備・活用のスケジュールを追記
令和4年3月改訂 (Ver. 3)	令和3年12月に策定された県の方針を受け、教育ビジョンの具現化に向けた方向性と方策を明確化

令和 4 年 3 月

「G I G Aスクール構想」に係る富士見市教育ビジョン
V e r . 3

富士見市教育委員会

1 はじめに

絶え間ない技術革新により、社会のあらゆる場所で I C T の活用が日常的なものとなっている現代において、情報活用能力は、子どもたちの可能性を広げるために身に付けるべき必要な資質・能力の一つとなっています。

本市では、これまでプロジェクトチームをつくり、情報活用能力の育成に取り組むとともに、小・中学校学習指導要領（平成 2 9 年告示）に基づき、「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のためのツールとして I C T 活用法の研究を進めてきました。

そのような中、令和元年 1 2 月に、学校教育における I C T 環境を整備し、「1 人 1 台端末」導入を実現するための「G I G Aスクール構想」が、文部科学大臣メッセージを受けて国から発表されました。当初、全国の小・中学校で令和 5 年度までに「1 人 1 台端末」を整備する目標でしたが、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえ、令和 2 年度中に整備を完了するよう大幅に計画が前倒しされました。本市においてもこの計画に基づき、小・中・特別支援学校に I C T 環境の整備を行ってきたところです。

運用にあたって、「G I G Aスクール構想」の主旨を踏まえ 1 人 1 台端末を有効に活用するために、本市における教育ビジョンを改訂しました。

2 G I G Aスクール構想と富士見市の情報（I C T）教育

（1）G I G Aスクール構想の主旨

（文部科学省「G I G Aスクール構想の実現へ」リーフレットより）

- ・ 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、**多様な子供たちを誰一人取り残すことなく**、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現する。
- ・ これまでの我が国の教育実践と最先端の I C T のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

（2）富士見市の情報（I C T）教育の基本方針

①第 2 次富士見市教育振興基本計画

【基本理念】「学びあい 人がつながり **一人ひとりが輝く** 富士見市の教育」

- ・ とともに励ましあい、高めあい、支えあう人間関係をつくり、一人ひとりが輝く富士見市の教育を推進する。

②富士見市教育行政方針

「1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成」

- ・タブレット型コンピュータやデジタル教材を活用した学習活動の研究を進め、児童生徒の情報活用能力の育成に努めていく。



・本市では、以前より情報活用能力の育成及び教育の充実、学力向上の手立て（ツール）としてICTの活用を位置付けており、「GIGAスクール構想」の主旨と方向性は同じである。1人1台端末導入後は、これまでの実績を踏まえながら、さらなる効果的な活用法の研究を促進していく。

3 「GIGAスクール構想」に係る富士見市教育ビジョンの目標

1人1台端末の教育効果を最大限に発揮させるための環境を整備し、ICTを活用した学習を積極的に推進することで、ICTを効果的に活用して、主体的に学習に参加する児童生徒を育成するとともに、確かな学力の着実な定着を図る。

4 ICT活用に関する「目指す児童生徒像」

既習事項を活用し、問題を発見・解決していく過程において、一人一台端末を課題解決の手段（ツール）として効果的に使いこなし、他者とかかわりながら、自らの学びを深める児童生徒

【児童生徒の具体的な姿】 ◎…重点項目

※1人1台端末を活用し

- ◎ 思考する際に、自分が得た情報に立ち返りながら、事実を確認し、問題解決を行う。
- ◎ 内容のまとまりごとに学んだことを蓄積し、過去の学びを振り返りながら理解を深めていく。
- ◎ 各教科・領域の「見方・考え方」を働かせ、写真や動画等の記録から物事を多面的、多角的に考える。
- ◎ 情報を共有し、一人のデータがみんなのデータとなり、情報の価値を高める。
- ◎ 情報の適切な扱い方について知り、情報モラルや正しい使い方について理解し、実践する。
- 必要な情報を収集し、そこから得た情報を基に、問題解決を行う。
- 学習課題から、解決までの道筋を立て、試行錯誤を繰り返しながら自分なりの考えにたどりつく。
- プログラミング的思考を養い、順序立てて物事を考える。

- 自分の考えと他者の考えを比較、検討し、よりよい考えを導く。
- 解決した課題から、新たな疑問や課題を見つけ、発展的な学びができる。
- 自分の考えを他者と共有したり、大型提示装置で全体に発表したりする。
- 効率的に基礎・基本を身に付ける。
- 情報収集、思考、発表、表現が自由にできる。

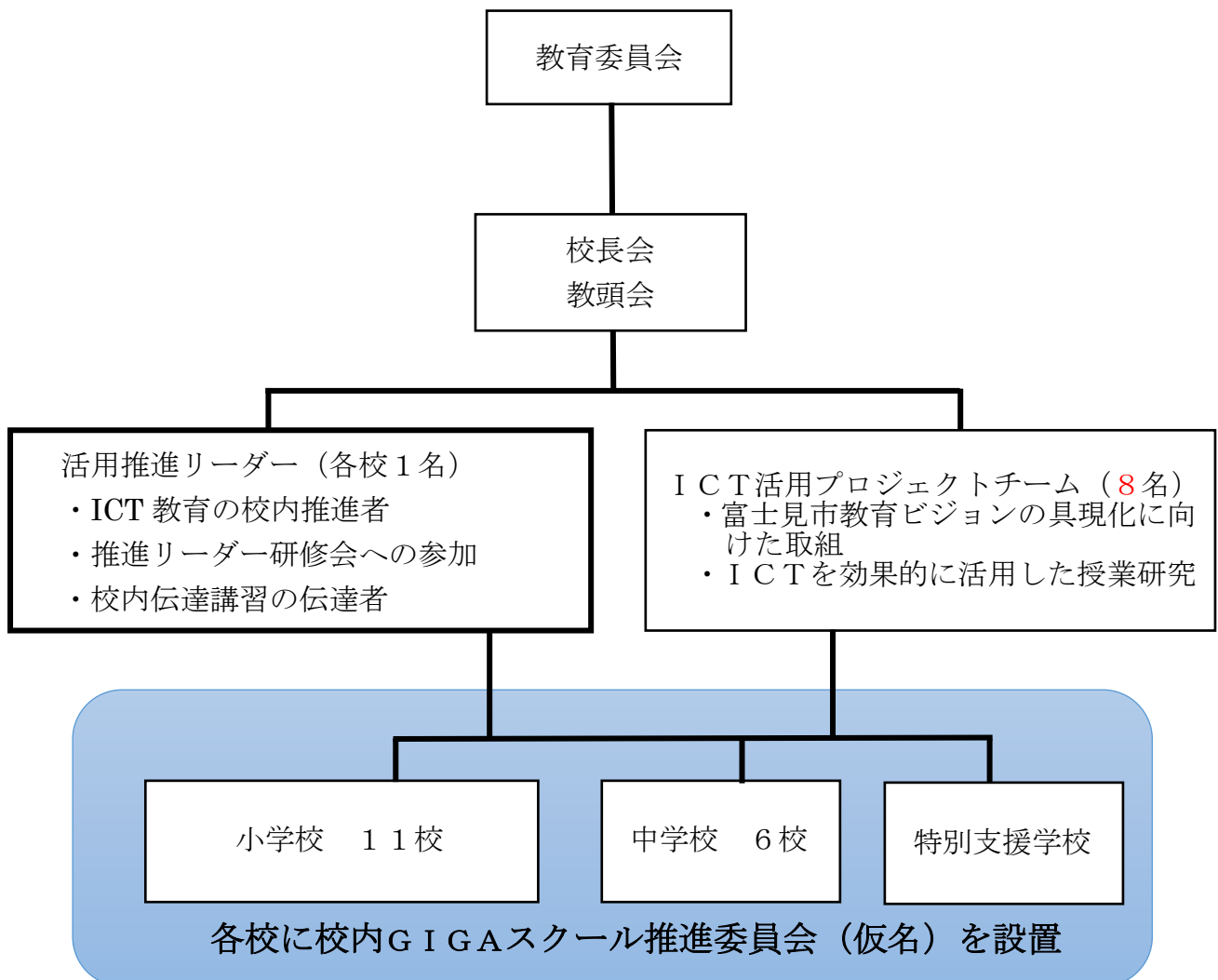
5 目指す児童生徒像に迫るための3つの視点

(1) 積極的に端末を活用する視点

○端末活用の組織づくり、研修会や研究授業の実施、学習者用端末を活用した富士見市授業モデルの作成など、誰もがICTを当たり前を活用できる環境整備を推進する。

- ・各校にGIGAスクール推進委員会の設置、ICT活用推進リーダーの選任など校内推進体制の構築
- ・各校のICT活用推進リーダーを対象とした研修会の実施
- ・ICTプロジェクトチーム会議による端末活用の枠組みの検討、授業研究

【端末活用に向けた組織図】



(2) 考える授業を大切にする視点

○ICTを取り入れた学習を通して個別学習や、協働学習、問題発見・解決学習等の学びの質を高め、「主体的、対話的で深い学び」の更なる充実を図る。

- ・汎用性の高いMicrosoft office 365 の活用
- ・授業支援システムによる話し合い、協働学習の充実
- ・ドリル教材による個別学習の推進

(3) ICTを活用した学びの可能性を大切にする視点

○ICT活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早期に実現し、学びを止めないためのあらゆる可能性について模索し続ける。

- ・教科書のQRコードを利用したデジタルコンテンツの活用
- ・他国、他地域と交流、意見交換できる遠隔教育の推進
- ・不登校児童生徒の学習環境保障
- ・緊急時のオンライン学習による学びの保証
- ・端末を活用した家庭学習、長期休業中の端末持ち帰り

6 教育ビジョンの具現化に向けた方向性と方策

埼玉県が策定した「埼玉県学校教育情報化の方向性」(令和3年12月)を受け、本市の教育ビジョン具現化のための方向性及び方策について、以下のように定める。

(1) 取り組むべき方向性

方向性1 児童生徒の情報活用能力の育成：主に学校が担うこと

これからの超スマート社会を主体的に生きる力を育むため、学習活動の中でのICTの効果的な活用などにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

方向性2 教員のICT活用指導力の向上：主に教育委員会と学校が協同で担うこと

学習活動において効果的にICTを活用することで、子供たちの資質・能力を一層確実に育成するため、教員のICT活用指導力の向上を図る。

方向性3 学校におけるICT環境整備：主に教育委員会が担うこと

ICTを活用した学習環境と教育の質の向上のため、機器の整備やセキュリティ対策など、学校におけるICT環境整備を図る。

(2) 方策

方向性1 児童生徒の情報活用能力の育成

① 教科等の指導におけるICT活用の推進

ア クラウドを利用した双方向型の授業の展開

従来の一斉指導型の授業と、授業支援システム「ミライシード」内の「オクリンク」や「ムーブノート」、「Microsoft Teams」による共同編集機能を使った、クラウドを利用した双方向型の授業を効果的に使い分け、主体的、対話的で深い学びの充実を図る。

イ ドリル教材による個別最適な学びの実現

「タブレットドリル」や「ドリルパーク」を活用し、児童生徒一人一人の課題、つまずきに応じた個別最適な学びを通して、教員が児童生徒の個々の理解度を把握し、適切に関われるようにする。

ウ デジタル教科書の活用

「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に参加し、児童生徒用のデジタル教科書の活用を通して、デジタルとアナログ双方の教科書の特性を生かして児童生徒の学びを深める。

② 多様な学びを支援するICT活用の推進

ア 不登校児童生徒への学習機会の保障

不登校児童生徒の社会復帰に向け、本人及び保護者の同意のもと、オンライン学習を積極的に取り入れ、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現する。

イ 緊急時におけるオンライン学習の実施

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時において、ICTを活用して学びの保障を行う。

③ STEM教育（プログラミング教育）の推進

ア 小学校全校へのSTEM教育の順次拡大

STEM教育推進モデル校の2年間の研究成果をもとに作成された「富士見市STEM教育モデルカリキュラム」に基づき、情報活用能力、プログラミングの基礎的能力、課題解決能力を育成する。

イ 小・中学校9年間を見通したプログラミング教育の実施

小学校でのSTEM教育、中学校技術科「D情報の技術」におけるプログラミング教育と合わせて9年間の系統的なプログラミング教育を実施し、情報活用能力を高める。

④ 情報モラル教育の推進

ア 系統的な情報モラル教育の実施

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動やネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動など、多様な活動を通して、児童生徒の情報モラルを育成する。

⑤ 児童生徒の健康面への配慮

ア 健康に係るガイドラインの策定

富士見市「タブレット使用における健康面ガイドライン」に基づき、端末の使用方法や環境に留意して、教育活動を実施する。

イ 端末持ち帰り時の端末利用時間の制限

インターネット機能の利用時間制限を設け、夜間（22：00～7：00）は閲覧できない設定をする。

方向性2 教員のICT活用指導力の向上

① 教員研修の充実

ア 端末導入研修会の実施

毎年実施していた異動者対象校務支援システム研修会の内容を拡大し、ネットワークの仕組みや導入ソフトウェアの活用を含めた教員用端末の研修会を実施する。

イ 教員対象の「ICT活用技能調査」に基づいた研修会の実施

調査結果をもとに、教員のニーズに合わせた研修会を実施する。

ウ ICT支援員の活用サポートの充実

- ・ICT支援員の支援が受けやすい体制を整え、教職員のICT活用を促すとともに、教員のICT活用技能の向上を図る。
- ・年1回全教員を対象としたICT活用技能調査を実施し、学校の実態に応じて支援員の配置を見直し、傾斜配分を実施することにより、市全体の教員の活用技能の向上を図る。

② 中核となる人材の育成

ア ICT活用推進リーダーの育成

ICTを十分に活用できない教員に対し積極的な活用を働きかけ、ICTの効果的な活用方法を浸透させていく上で、学校内で中核となる教員をICT活用推進リーダーとして育成していく。

イ ICT活用プロジェクトチームへの参加

市教委が委嘱するプロジェクトチーム委員として、1人1台端末の効果的な活用方法について研究し、授業研究会を通して効果を検証し、その成果を市内全体で共有しICT教育の充実を図る。

ウ 各種研修会への教員の派遣

「学校教育の情報化指導者養成研修」への教員の派遣など、市として積極的に研修会や授業研究会への参加を促し、教員個々の指導力を高め、学校・市内全体に広める。

③ 指導・活用方法の共有

ア ICT推進校による情報発信・授業公開

市教委委嘱のICT推進校は、ICTの活用と情報発信・授業公開を積極的に行う。

イ 『学習者用端末を活用した富士見市授業モデル』による授業事例の収集・公開

市教委で作成した『学習者用端末を活用した富士見市授業モデル』をもとに、ICT活用プロジェクトチームが授業実践事例集を作成する。

④ 新たな教材の活用推進

ア STEM教育推進教材の活用

STEM教育課題研究校には、STEM教育推進教材を整備し、各校で活用する。

イ 指導者用デジタル教科書の活用

児童生徒用のデジタル教科書と合わせ、指導者用のデジタル教科書（光村図書・

東京書籍) を活用し、デジタルと紙を併用し、効果的な授業を展開する。

ウ 文部科学省 C B T システム (M E X C B T) の活用

国や県の学力調査の C B T 化を踏まえ、 I C T 推進校でシステムを活用し、効果的な利用方法について検証していく。

方向性 3 学校における I C T 環境整備

① I C T 機器・通信環境の整備

ア I C T 周辺機器の整備

学習者用端末・教員用端末の導入に合わせ、大型テレビモニター、Webカメラ、ワイヤレスマイク、出入力支援装置など、周辺機器の整備を計画的に実施していく。

イ 学習者用端末の保守運用管理

学習者用端末の破損、故障時に代替機を配布できるよう、学校からの報告、業者への手配、代替機の設定・配布など学校・教育委員会・保守業者 3 者の役割を明確にするとともに、対応方法をマニュアル化し、速やかに代替機が配布できるような体制を整える。

ウ 通信環境の整備・充実

関係課と連携し、通信環境の現状を適宜把握した上で対策を講じ、安定したネットワーク環境の構築を目指す。

エ 効率的な年度更新作業の実施

年度末のアカウント移行、各校の端末数の調整、データ移行など、新年度速やかに端末が活用できるよう計画的に実施する。

② 情報セキュリティ対策

ア 端末の管理

学習者用端末は校内の充電保管庫に格納し、教員が鍵をかけ、適切に管理する。

イ アカウント I D ・パスワードの管理

児童生徒のアカウント I D ・パスワードは大切な個人情報であり、他人に漏らさないよう児童生徒、保護者に周知し、適切に管理する。

ウ データ (学習成果物) の管理

端末内のデータのうち、個人情報・肖像権・著作権にふれるものや学習に関係ないものをデータ上から削除しておくとともに、クラウド個人フォルダ内も適宜整理し、学習成果物を保存し、学習記録を積み重ねていく。

③ 校務等の情報化の推進

ア 校務支援システムの活用

校務支援システムを活用し、児童生徒の指導記録や成績処理などの電子化を進め、業務の効率化を進めるなど、校務等の情報化を推進する。

④ 大学や民間企業等との連携

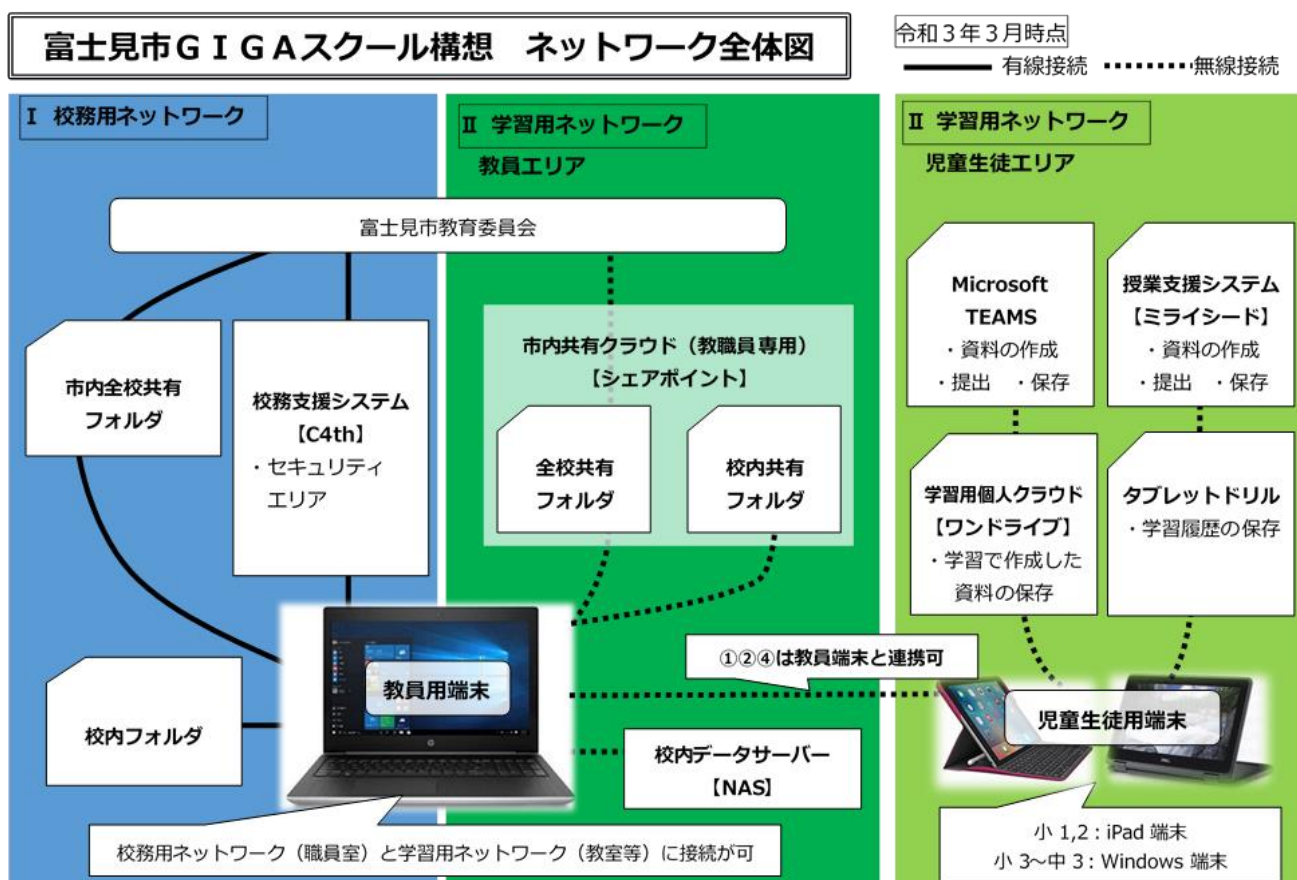
ア N T T との包括連携協定に基づく連携

N T Tとの包括連携協定に基づき、学校現場の課題や先進的な I C T活用の在り方について協議し、教員研修の支援、エビデンスに基づく授業分析及び指導方法を提案し、教員の指導力向上を目指す。

イ S T E M教育における埼玉大学との共同研究

令和元年度から3年間、シティプロモーション課が行っていた事業を令和4年度から学校教育課で引き継ぎ、埼玉大学との連携を継続し、令和4年度以降も課題研究委嘱校に対して指導を依頼し、共同でS T E M教育を推進していく。

7 富士見市G I G Aスクール構想 ネットワーク全体図



- ・ 令和2年4月 策定
- ・ 令和3年1月 改訂
- ・ 令和4年3月 改訂

富士見市特別支援教育推進計画

（案）



令和4年3月
富士見市教育委員会

目 次

- 1 富士見市特別支援教育推進計画の策定にあたって…………… P 1・2

- 2 富士見市の特別支援教育について
第2次富士見市教育振興基本計画…………… P 3
特別支援教育推進体制…………… P 4

- 3 富士見市における特別支援教育に関する現状と課題…………… P 5～P 7
 - 1 児童生徒の推移と現状
 - (1) 通常の学級
 - (2) 特別支援学級
 - (3) 富士見特別支援学校
 - (4) 難聴・言語障がい通級指導教室
 - (5) 発達障がい・情緒障がい通級指導教室

 - 2 特別支援教育における課題…………… P 8～P 9
 - (1) 通常の学級
 - (2) 特別支援学級
 - (3) 富士見特別支援学校
 - (4) 通級指導教室

- 4 富士見市における特別支援教育に関する今後の取組…………… P10～P12
 - (1) 学校における教育支援充実の取組
 - (2) インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組
 - (3) 教職員の人材育成における取組
 - (4) 保護者・関係機関との連携における取組

1 富士見市特別支援教育推進計画の策定にあたって

富士見市では「人間尊重」を基本理念とし、第2次富士見市教育振興基本計画の下、「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育」を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを適切に把握し、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に努めてまいりました。

富士見市における特別支援教育は、県内唯一の知的障がいに係る小・中・高等部のある市立特別支援学校を有しているという強みを生かし、市内小・中学校に設置している特別支援学級と連携することで、教職員の専門的な知識・技能の向上を目指しております。また、特別支援教育推進プロジェクトチームの活用や関係諸機関との連携により、通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒に対し、支援の拡充を図っております。

本計画は、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室の指導によるつながりのある「多様な学びの場」を実現し、継続的・発展的に学校教育の中で共生社会の実現を目指していくために、富士見市の特別支援教育の現状について分析し、今後の課題や取組を示したものです。

本市における児童・生徒一人ひとりが有する能力や可能性を最大限に伸ばす特別支援教育の充実につきまして、今後とも保護者をはじめとする市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

富士見市教育委員会

教育長 山口 武士

(1) 計画の策定趣旨

平成 17 年 12 月、中央教育審議会答申により、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念及び制度改正の方向性が示されました。

これに基づき国は、平成 18 年 6 月に「学校教育法」の改正を行い、平成 19 年 4 月から従来の特殊教育から特別支援教育への転換を果たしました。これにより、これまでの特殊教育の対象であった障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病虚弱、言語障害、情緒障害）に加えて、知的な遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）も新たに対象に含まれることになり、特別支援教育はすべての学校において実施されることとなりました。

富士見市においても、国や県の特別支援教育の理念を受け、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に努めてきました。

富士見市の特別支援教育の現状を踏まえ、児童生徒に対するさらなる支援の充実を図っていくため、「富士見市特別支援教育推進計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

第 2 次教育振興基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）を踏まえ、富士見市の公立学校における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や取組を定めた計画です。

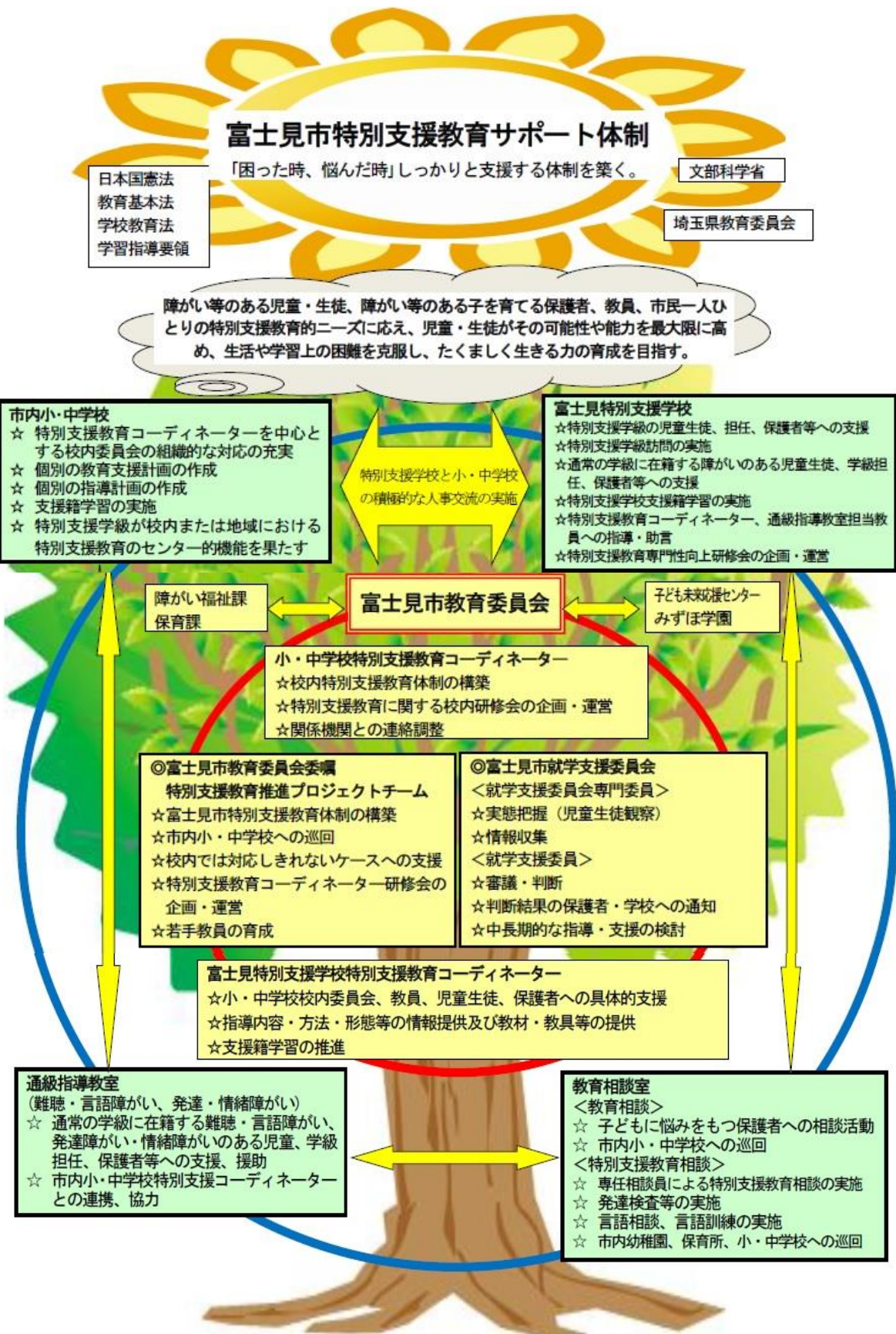
(3) 計画の期間

令和 4 年度の 1 年間を計画期間とします。

2 富士見市の特別支援教育について（第2次富士見市教育振興基本計画）

- (1) インクルーシブ教育システムの構築の理念に基づき、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに即した教育支援を推進します。
- (2) 発達障がい・情緒障がい通級指導教室小学校「エル」「ACE」中学校「せせらぎ」並びに難聴・言語障がい通級指導教室小学校「あいりす」「あいりす☆ふじみ野」では、在籍校及び家庭との連携を密にし、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な指導・支援を充実します。
- (3) 小・中・特別支援学校の障がいのある児童生徒に対して学校における日常生活動作の介助を行うほか、発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、すこやか支援員による学校生活及び学習活動上の支援を充実します。
- (4) 各学校において、教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチーム、特別支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒、保護者に寄り添う特別支援教育の推進に努めます。
- (5) 特別支援学級は、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援を充実するとともに、校内における特別支援教育のセンターとして、その支援体制の整備に努めます。
- (6) 富士見特別支援学校では、小・中・高等部 12 年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階を的確にとらえ、それぞれの自立・社会参加をめざし、指導・支援を充実します。また、特別支援教育の地域におけるセンター的機能を発揮し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、専門的な知識・技能の向上に努めます。
- (7) 特別支援学級と通常の学級などとの交流及び共同学習の充実に努めるとともに、富士見特別支援学校や県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ支援籍学習を充実します。
- (8) 就学支援委員会や教育相談室、就学前の早期から支援にあたっている関係機関と連携し、各学校の校内就学支援委員会などを充実させ、適切な就学支援を行います。

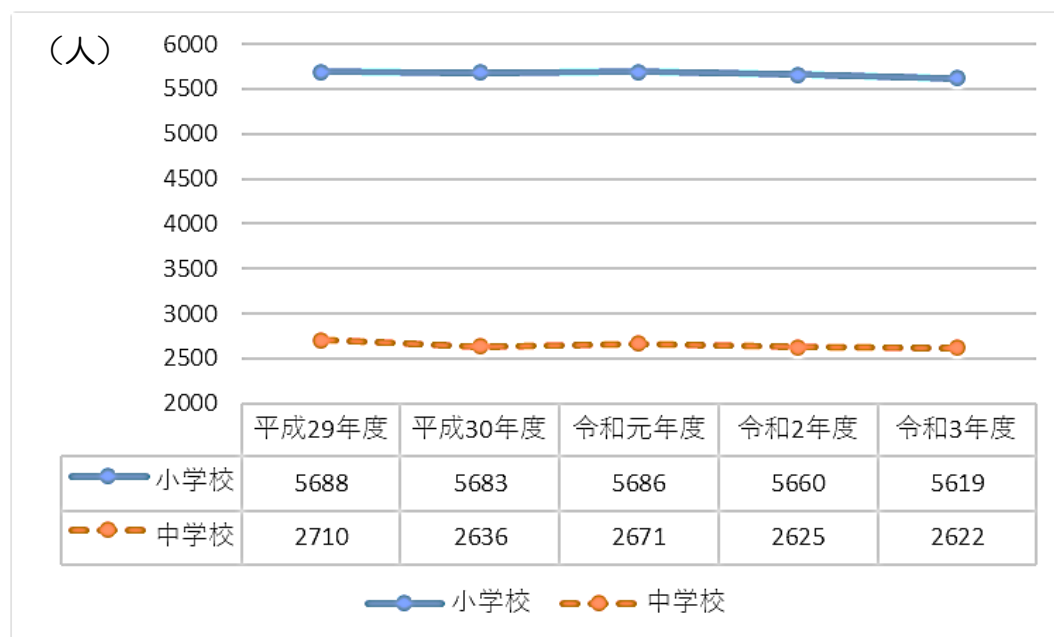
特別支援教育推進体制



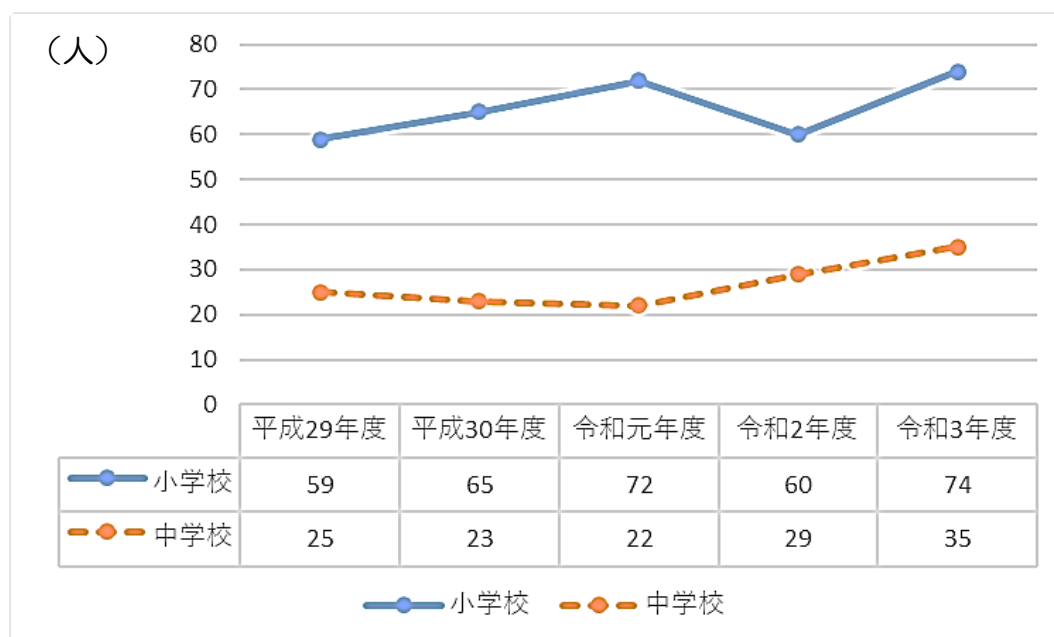
3 富士見市における特別支援教育に関する現状と課題

1 児童生徒数の推移と現状（平成29年度～令和3年度）

（1）通常の学級（各年度5月1日付調査）

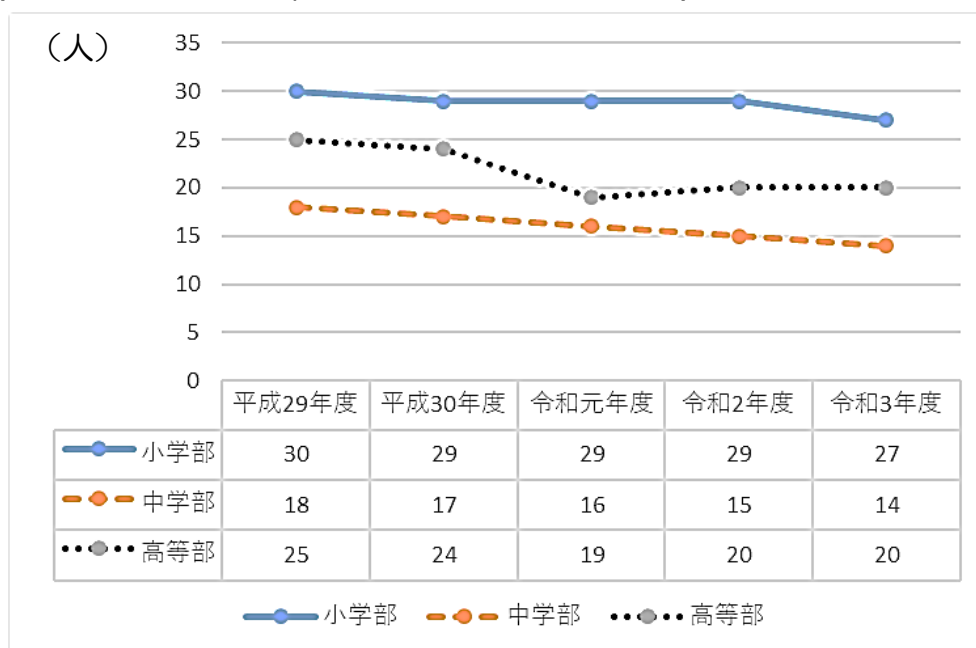


（2）特別支援学級（各年度5月1日付調査）



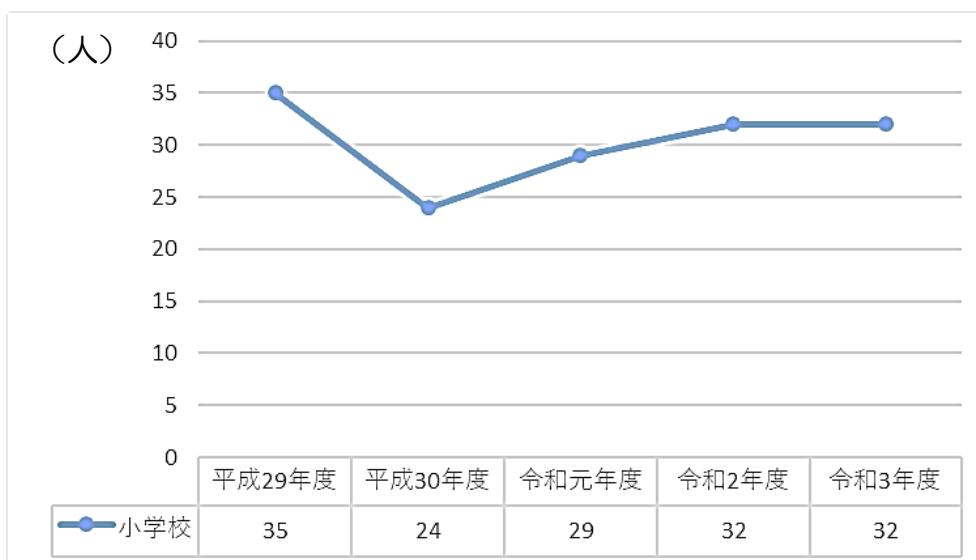
本市における通常の学級に在籍する児童生徒数は微減傾向ではありますが、大きな変動傾向がない一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれております。特別支援学級では自立活動や各教科等を合わせた指導により、障がいに応じた学習や生活上の困難を克服するための個別の指導を行っております。

(3) 富士見特別支援学校（各年度 5 月 1 日付調査）



富士見特別支援学校は昭和 50 年に開校し、小学部・中学部・高等部が設置されています。年度による多少の増減はありますが、毎年 65 名前後が在籍しており、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を学んでいます。

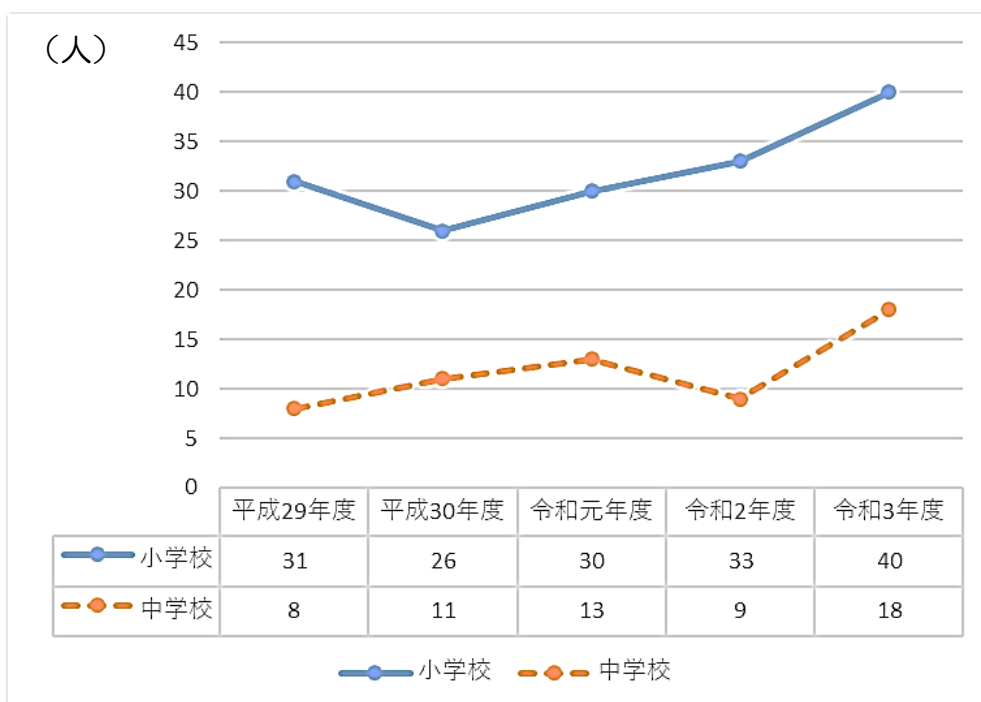
(4) 難聴・言語障がい通級指導教室（各年度 1 月末日付調査）



本市の難聴・言語障がい通級指導教室は平成 25 年度に諏訪小学校、平成 28 年度にふじみ野小学校に開設しており、年度による多少の増減はありますが、毎年 30 名前後が利用し、一定数の児童が難聴・言語障がい通級指導教室で学んでいます。

音や声が聞こえにくい、正しく発音できない、言葉につまる等のある児童に対し、個別の指導を行っています。

(5) 発達障がい・情緒障がい通級指導教室（各年度1月末日付調査）



本市の発達障がい・情緒障がい通級指導教室は平成 21 年度に諏訪小学校、平成 27 年度にふじみ野小学校、平成 29 年度に富士見台中学校に開設し、近年、利用する児童生徒は増加傾向にあります。

全般的な知的能力の発達に大きな遅れがみられないものの、認知発達の偏りにより特定の学習に遅れが目立ったり、必要なコミュニケーション力が未発達であったり、衝動・多動傾向が強く、集団での生活にうまく適応することが難しかったりする児童生徒に対して、学校生活における適応力やコミュニケーションスキルの向上を目指し、個別指導・グループ指導を行っています。

2 特別支援教育における課題

(1) 通常の学級

平成 24 年に実施された文部科学省の調査結果では、通常の学級に在籍している児童生徒の中で、「学習面又は行動面で著しく困難を示す」とされた児童生徒は 6.5%となっており、平成 25 年に実施された埼玉県の調査結果では 10.7%とされています。

これらの調査からも、富士見市内の通常の学級においても特別な教育的支援が必要な児童生徒は一定数在籍していると考えられます。

今後もこのような状況から、通常の学級における支援では、児童生徒一人ひとりの多様化する教育的ニーズを把握し、一人ひとりの実態に合わせた丁寧な支援を行っていく必要があります。また、学級担任による指導支援だけでなく、全教職員が児童生徒の情報を共有し、支援策については多面的に検討する機会の確保が必要となります。

(2) 特別支援学級

平成 29 年に出された文部科学省の調査結果では、特別支援学級に在籍する児童生徒は平成 19 年比で 2.1 倍と増加しており、全児童生徒の 2.4%にあるとされています。

富士見市においても平成 18 年の学校教育法改正をうけ、特別支援教育の本格実施が始まった平成 19 年度以降から、児童生徒や保護者から居住区の小・中学校への特別支援学級設置の要望が多く寄せられるようになりました。平成 17 年度時点では、小学校 11 校中 7 校の設置（設置率 64%）、中学校では 6 校中 2 校の設置（設置率 33%）の状況であった特別支援学級も年々増加し、令和 2 年度においては市内すべての小・中学校に特別支援学級設置（設置率 100%）にいたりました。

今後も、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加傾向がみられることから、障がいのある児童生徒の指導支援のために、特別支援学級担当者の指導力向上が求められています。また、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、校内における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるような人材の育成が必要となります。

(3) 富士見特別支援学校

富士見市は、埼玉県内で唯一の小学部・中学部・高等部が設置されている市立の知的障がい特別支援学校を有しています。児童生徒が、個々の自立を目指し、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としています。

市立特別支援学校のため、児童生徒数は安定しており、児童生徒においても穏やかな環境の中で学校生活を送っていますが、児童生徒一人ひとりの障がいによる特性に応じた

現状把握、適切な支援や合理的配慮等が必要なことから、教職員に対して高い専門性が求められています。教職員の育成や指導力の向上に努めるとともに、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携することで、幼児期から青年期にかけての一貫した支援体制の構築が必要となります。

(4) 通級指導教室

富士見市における通級指導教室は、難聴・言語障がい通級指導教室を小学校に2校、発達障がい・情緒障がい通級指導教室を小学校に2校、中学校に1校設置しています。

通級指導教員の基礎定数化による加配に伴い、通級による指導を希望する児童生徒・保護者が今後も増加する傾向にあり、富士見市の規模に応じた通級指導教室の新設・増設が課題となっています。

通級指導教室を利用する児童生徒においては、通常の学級の中で、通級指導教室において学んだことが生かせるよう、通級指導教室の教員と在籍する小・中学校の教員が連携を密にとりながら支援することが必要となります。

4 富士見市における特別支援教育に関する今後の取組

(1) 学校における教育支援充実の取組

①特別支援学校におけるセンター的機能の充実と活用

- ・県立特別支援学校や富士見特別支援学校のセンター的機能を活用し、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒の指導・支援に対し、助言や具体的な支援策の提示を行います。
- ・特別支援学校教員が指導者となり、特別支援学級担当教員に対して個別の教育支援プランの作成や自立活動に関する研修会を実施します。

②特別支援教育推進プロジェクトチームの活用

- ・市内における特別支援教育について高い専門性を有するメンバー（富士見特別支援学校特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者、公認心理師、教育相談室教育相談員等）を構成員とし、学校内だけでは対応が難しい事例に関して、助言及び具体的な支援策の提示を行います。
- ・「特別支援教育コーディネーター研修会」の企画・運営・指導・支援等を行い、各学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上及び校内就学支援委員会の組織的・機能的運用を推進します。

③特別支援教育支援員（すこやか支援員）の適切な配置

- ・通常の学級及び特別支援学級、富士見特別支援学校に対し、学校生活における介助や学習活動上の支援を行うためにすこやか支援員を適切に配置し、一人ひとりの特別な教育的ニーズに寄り添った支援を行います。
- ・各学校における児童生徒への必要な教育的ニーズを把握し、特別支援教育支援員（すこやか支援員）の適切な配置を行います。

(2) インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組

①特別支援学級及び通級指導教室の適切な運用

- ・富士見市就学支援委員会による判断を行い、小・中学校に設置している特別支援学級及び通級指導教室において、適切な支援を行います。
- ・特別な配慮を要する児童生徒の教育的ニーズの把握に努め、特別支援学級及び通級指導教室の新設・増設を検討します。また、効果的な教育活動の実践に向け、特別支援学級及び通級指導教室で使用する備品や教材の充実を検討します。

②交流学習及び支援籍学習の推進

- ・県立特別支援学校や富士見特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住学区の小・中学校において、共に学ぶ支援籍学習を推進します。
- ・児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習を推進します。

(3) 教職員の人材育成における取組

①教職員の特別支援教育に係る専門性の向上

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向け、すべての教職員が、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を適切に行うことができるよう、各種の特別支援教育に関する研修会への参加を促します。
- ・県教育委員会が主催する免許法認定講習（特別支援教育）の積極的な周知を行い、市内の特別支援学級担任や富士見特別支援学校教職員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目指します。

②特別支援教育に係る研修の充実

- ・県主催の特別支援学級新担任及び通級指導教室新担当者研修等を周知するとともに、県教育委員会や関係機関が実施する研修会への積極的な参加を促します。
- ・特別支援教育支援員（すこやか支援員）に対し、定期的な研修を実施します。
- ・富士見特別支援学校主催の研修会を開催し、市内特別支援学級の教職員に対し、個別の支援プランの作成方法や自立活動の活動例等、実践的な研修会を実施します。

③特別支援教育コーディネーターの育成

- ・市内すべての小・中・特別支援学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育に関する相談機能の充実や通常の学級担任に対する支援機能の向上を図ります。

④積極的な人事交流

- ・富士見特別支援学校と市内小・中学校との積極的な人事交流により、市内特別支援学級担任が特別支援学校で勤務することで専門性の向上を目指します。また、特別支援学校に勤務経験がある教職員が、市内の小・中学校に勤務することで、校内の特別支援教育の指導力の向上を図ります。

(4) 保護者・関係機関との連携における取組

① 児童生徒・保護者に寄り添った特別支援教育相談の実施

- ・富士見市教育相談室を特別支援教育に関する相談及び就学相談の拠点とするとともに、各学校における特別支援教育に関する相談や就学相談に対して必要な助言・支援を行います。
- ・富士見市教育相談室において発達検査を行い、児童生徒の特性を把握するとともに、保護者及び学校へのフィードバックを丁寧に行うことで、児童生徒及び保護者に寄り添った就学相談の充実を図ります。

② 就学前と義務教育期間へと切れ目なくつなげる連携

- ・地域の療育施設（富士見市立みずほ学園）や保育所、私立の幼稚園や保育園、放課後デイサービス等と連携を密に行い、幼児期からの実態把握及び必要な支援の提供に努めます。
- ・就学相談における面談や就学サポートリーフレットの配布等を通して、保護者の就学前の悩みや不安に寄り添い、適切な指導が提供できる場の情報提供に努めます。

③ 教育と福祉・医療機関の連携による支援の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が、将来を見据えた一貫した支援を受けることができるように、地域の療育施設（富士見市立みずほ学園）、子ども未来応援センター、障がい福祉課等の行政機関との連携を推進します。
- ・児童生徒の実態に応じて、医療機関と連携した教育相談等を実施します。



成人式の名称変更について

1. 概要

民法の改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、「富士見市成人式」の名称を令和5年（令和4年度）ら変更する。

2. 新名称

「富士見市^{はたちしき}二十歳式」

3. 名称決定のプロセス

- ① 令和4年成人式典実行委員会で名称候補を検討
- ② 令和4年成人式来場者及び市内の県立高校に通う生徒を対象に、上記名称候補に関するアンケート投票を実施
- ③ 投票結果を基に名称を決定

<投票結果>

名称候補	成人式来場者	高校生	総合計	割合
祝はたち祭	145	79	224	18%
二十歳式	268	184	452	36%
20歳の祝い	258	111	369	30%
無記入	42	5	47	4%
疑問票	1	3	4	0%
その他	46	101	147	12%
合計	760	483	1,243	100%

4. 新名称の適用

令和5年1月9日（祝）開催の式典から

5. 公表スケジュール

令和4年 4月 市ホームページで公表
5月 広報「富士見」で公表

教育財産の用途廃止について

1 概要

南畑小学校用地の一部について、南畑第2放課後児童クラブ用地へ用途変更し、保育課への所管替えを行うもの。

2 該当する土地

- ・地番 富士見市大字上南畑 1 3 5 3 - 3 (209 m²)
- 〃 1 3 5 3 - 5 (5.36 m²)
- 〃 1 3 5 4 - 3 (85 m²)
- ・地目 田
- ・地積 299.36 m²

3 変更日

令和4年2月24日

報告事項（6）資料

富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱の主な改正内容

1 利子補給金の対象について、入学準備金だけでなく、在学資金を含めた教育資金へと拡充する（第2条第2号）

旧：入学準備金に係る融資



新：入学準備金、在学資金に係る融資

・それに伴い、要綱の名称を変更する

旧：富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱



新：富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付要綱

2 利子補給金を拡充する（第4条）

旧：5年間で約30,000円（入学する学校を問わず）



新：上限17,000円/年

∴4年間で68,000円（大学の場合）

3 利子補給対象期間について、高等学校等の正規の修業年限内とする（第5条）

旧：融資を受けた日の属する月の翌月から5年を限度



新：入学した月から当該高等学校等の正規の修学期間が終了する月まで

富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱（平成19年告示第241号）新旧対照表

新	旧
<p>富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付要綱</p> <p>富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱（平成19年告示第241号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、教育の機会均等と経済的負担の軽減を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から教育資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 前項の利子補給金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）第5条各号に規定する教育施設をいう。</p> <p>(2) 教育資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第2号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。</p> <p>(3) 市税 富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から</p>	<p>富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、高等学校等の入学準備金の調達が困難な状況にあることにより、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けている高等学校等に入学を希望する者の保護者に対し、利子補給金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 前項の利子補給金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校をいう。</p> <p>(2) 保護者 高等学校等に入学を希望する者の父母その他これに準ずる者をいう。</p> <p>(3) 入学準備金 高等学校等の入学に要する入学金、授業料その他の費用</p>

第3号までに規定する税、富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税及び富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。

（利子補給対象者）

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（次条において「利子補給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第5条に規定する利子補給対象期間において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 公庫から教育資金の融資（既に当市の利子補給金の交付を受けた者の同一の高等学校等に修学する同一の者に係る別の融資は除く。）を受けている者又は受けていた者

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、利子補給対象者が申請日の属する年度の前年度の4月から3月までに支払った公庫から融資を受けた教育資金に係る利子（延滞利子を除く。）の総額と1万7千円とを比較し、いずれか低い方の

をいう。

- (4) 教育資金の融資 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成20年政令第143号）第6条の要件に該当する者に対して行う高等学校等の入学資金の教育一般貸付けをいう。
- (5) 市税 富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から第3号までに規定する税、富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税及び富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。

（対象者）

第3条 利子補給を受けることのできる者は、高等学校等に入学する者の保護者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 公庫から教育資金の融資（高等学校等に入学する月の翌月までに受けた入学準備金融資に限る。）を受けている者

（対象教育資金）

第4条 利子補給金の対象となる教育資金の融資額（以下「対象教育資金」という。）は、70万円を限度とする。

額とする。

(利子補給対象期間)

第5条 利子補給金の交付の対象となる期間は、高等学校等に入学した月から当該高等学校等の正規の修学期間が終了する月までとする。ただし、退学した者については、退学した月までとする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象期間の翌年度の7月31日（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項各号に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日ではない最初の日）とする。

3 規則第4条第2項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 利息の支払額を証明する書類
- (2) 入学した年度を証明する書類
- (3) 在学証明書又は卒業証明書
- (4) 公庫が発行する返済予定表の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

(利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は、第3条第3号の融資を受けた日の属する月の翌月から5年を限度とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、対象教育資金を次の条件により借り入れたものとして算出した利子の額とする。

- (1) 利率 教育資金の融資を受けた利率
- (2) 返済期間 教育資金の融資を受けた返済期間（5年を限度とする。）
- (3) 返済方法 元利均等月賦償還

(交付申請)

第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第8条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

第7条 利子補給金の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号、第4号及び第5号の書類は、市長が審査に支障がないと認める場合は、添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 高等学校等の入学を証明する書類
- (3) 日本政策金融公庫が発行する返済予定表の写し
- (4) 市税に関する納税証明書又は非課税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、その可否を決定し、富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第9条 申請者は、第7条の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付請求)

第10条 利子補給金の交付決定を受けた者は、毎年1月1日から12月31日までの期間内に約定償還日が到来したもので、かつ、支払いが完了した利子(延滞利子を除く。)に係る利子補給金を、翌年の2月末日までに富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第11条 市長は、第8条の交付決定を受けた申請者が第3条各号に定める要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定をした利子補給金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 入学を取りやめたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、利子補給金の交付決定を取り消した場合において、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(利子補給の中止)

第12条 市長は、申請者が繰上償還をしたときは、利子補給金の交付を中止するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年11月6日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第100号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月25日告示第180号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、改正後の富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱第7条第3号の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に高等学校等に入学し、又は在学するために、公庫から教育資金の融資を受けた者に係る申請について適用し、同日前に、高等学校等に入学するために、公庫から教育資金の融資を受けた者に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月4日告示第503号）

この告示は、平成26年12月5日から施行する。

附 則（平成27年3月18日告示第64号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第137号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付申請書 (新規・継続)

年 月 日

(宛先) 富士見市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

富士見市高等学校等教育資金利子補給金の交付を受けたいので、補助金等の交付
手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、市長が、この利子補給金の交付決定の審査のため、私の住民基本台帳情報
及び市税の納付に関する情報を公簿等により確認すること並びに株式会社日本政策
金融公庫から借り受けた教育資金の返済状況に関する情報を得ることに同意します。

記

入学者又は 在学者	氏 名	生年月日 年 月 日 (歳)	申請者との続柄
学 校 名			
修 業 年 限	年制 年 月 (入学) から 年 月 (卒業) まで		
昨年度中の 利子支払総額	円	申請額※	円
資 金 使 途	<input type="checkbox"/> 入学資金 <input type="checkbox"/> 在学費用	融資番号 (お取引番号)	
添 付 書 類	(1) 利息の支払額を証明する書類 (4) 公庫が発行する返済予定表の写し (2) 入学した年度を証明する書類 (5) その他市長が必要と認める書類 (3) 在学証明書又は卒業証明書		

※申請額については、昨年度中の利子支払総額と17,000円を比較し、低い方の額を記入する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

下記のとおり利子補給金の交付を受けたいので、富士見市高等学校等入学準備金利子補
給金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、市が、利子補給金の支給の審査及び経理状況の確認のため、申請者の住民票及び
市税の納付状況を公簿から確認すること並びに日本政策金融公庫から借り受けた教育一般
貸付けの返済状況の情報を得ることを承認します。

記

入 学 者	氏 名	生 年 月 日	申請者との続柄
		年 月 日 (歳)	
借 入 金 額	円	借 入 日	年 月 日
約 定 利 率	年利 パーセント	最終返済日	年 月 日
取扱金融機関		融 資 番 号	
取扱金融機関 所 在 地	(電話番号)		
学 校 名		修 業 年 限	年
		所 在 地	


様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 

年 月 日付けで申請のありました富士見市高等学校等教育資金利子補給金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
- (2) 支払方法 口座振込
- (3) 入学者又は在学者の氏名
- (4) 利子補給期間 年 月から 年 月まで

2 却下

(理由)

様式第2号（第8条関係）

様式第2号(第8条関係)

富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 

年 月 日付けで申請のありました利子補給金について、下記のとおり決定しましたので、富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付

- (1) 入学者の氏名
- (2) 利子補給対象融資額 円
- (3) 利子補給期間 年 月から 年 月まで
- (4) 利子補給金の額

2 不交付

(理由)

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付請求書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

住 所
請求者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた富士見市高等学校等教育資金利子補給金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 利子補給金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金種類	普通預金	当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

備考 通帳の写しを添付してください。

様式第3号（第10条関係）

様式第3号（第10条関係）

富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付請求書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

(申請者) 住所
氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた利子補給金について、富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金種類	普通預金	当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

報告事項（7）資料

富士見市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成24年決裁）新旧対照表

新	旧																								
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員長は、<u>教育部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、<u>学校統括監</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育部教育政策課</u>において処理する。</p> <p>(名簿)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 20%;">役職</th> <th style="width: 70%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">副委員長</td> <td style="text-align: center;"><u>学校統括監</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～16</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	役職	職名	1	(略)		2	副委員長	<u>学校統括監</u>	3～16	(略)		<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員長は、<u>教育委員会教育部長（総務担当）</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、<u>教育委員会教育部長（学校教育担当）</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会教育政策課</u>において処理する。</p> <p><u>2 前項の処理をするときは、必要に応じて富士見市教育委員会調整会議に付議することができる。</u></p> <p>(名簿)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 20%;">役職</th> <th style="width: 70%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">副委員長</td> <td style="text-align: center;"><u>教育部長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～16</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	役職	職名	1	(略)		2	副委員長	<u>教育部長</u>	3～16	(略)	
No.	役職	職名																							
1	(略)																								
2	副委員長	<u>学校統括監</u>																							
3～16	(略)																								
No.	役職	職名																							
1	(略)																								
2	副委員長	<u>教育部長</u>																							
3～16	(略)																								

富士見市学校給食費公会計化システム導入業務プロポーザル審査委員会 設置要綱

（設置）

第1条 富士見市学校給食費公会計化に伴うシステム導入業務を行う事業者（以下「事業者」という。）を、指名型プロポーザル方式により選定するにあたり、透明性及び公平性を確保して審査するため、富士見市学校給食費公会計化システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案書を審査するための選定基準及び選定方法に関すること。
- (2) 提案書の審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は教育部長、学校統括監、政策企画課長、ICT推進課長、学校教育課長及び学校給食センター所長を委員として組織する。

- 2 前項に掲げる委員のほか、委員長が必要と認めるときは、当該委員以外の者を委員として任命することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には教育部長を、副委員長には学校給食センター所長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日（第3条第2項により任命を受けた委員にあっては、その任命の日）から事業者の決定の日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校給食センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、事業者を決定した日限り、その効力を失う。